

盛岡広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年1月17日

盛岡広域振興局長 石田知子

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 紫波江繋線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
紫波郡紫波町犬吠森字境222番地先から星山字高屋敷248番1地先まで	新	A 19.4~6.8 m	m 986.4
		B 34.1~14.2	945.8
	旧	A 19.4~6.8	986.4

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部
- イ 期間 令和2年1月17日から同年2月17日まで

- 2(1) 道路の種類 国道
- (2) 路線名 456号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
紫波郡紫波町犬吠森字境82番1地先から星山字間野村48番2地先まで	新	m 38.5~11.6	m 576.7
	旧	21.7~10.5	576.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部
- イ 期間 令和2年1月17日から同年2月17日まで